



関西大学 法学研究所

第143回特別研究会

「韓国における憲法裁判と憲法訴願 —平等権を含む最新判例の傾向—」

韓国では憲法裁判所が設けられており、国民の基本権を保護するために活発な憲法裁判が行われています。憲法裁判所の権限の中で国民の利用が最も多いのは憲法訴願という制度ですが、本講演では、この制度が実質的に基本権保護のためにどのように運営されているかについて、事例や審査基準などを平等権を中心に検討します。また、平等権以外にも最新判例の検討を行い、それらを通じて、本講演が韓国の憲法裁判の現在と今後についての理解を深めるとともに、憲法裁判の日韓比較研究の機会になるものと考えています。

講演者

徐 輔健 Seo, Bo-Keon

(嶺南大学 法学専門大学院教授)

司会・コメント

木下 智史 Kinoshita, Satoshi

(関西大学 法科大学院教授)

2019年 2月23日(土)

15:00~16:30

場所/関西大学 梅田キャンパス

KANDAI Me RISE 6階 604号室



お問い合わせ先

関西大学 研究所事務グループ

〒564-8680吹田市山手町3-3-35

TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721

E-mail : hogakuken@ml.kandai.jp